



「つっちー」

【調査の概要】

1 調査の目的

2015年農林業センサスは、平成27年を調査年とする農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的とする。

2 調査の対象

農林業経営体調査においては、規定（6 用語の解説「農林業経営体」参照）に該当するすべての農林業経営体（試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。）を対象とした。

ただし、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域。）内については、調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない（2010年調査時点で5,542農林業経営体が所在。）。

3 調査期日

平成27年2月1日現在で実施した。

4 調査方法

農林業経営体調査については、農林水産省－都道府県－市区町村－指導員－調査員の実施系統で行う調査員調査で、農林業経営体による自計調査（状況に応じて調査員が報告者の報告を補助することを妨げない。）により実施した。

5 全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域等

統計表に用いた全国農業地域区分及び地方農政局管轄区域は次のとおりである。

(1) 全国農業地域区分

全国農業地域名	所属都道府県名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

(2) 地方農政局管轄区域

地方農政局名	所属都道府県名
東北農政局	(1)の東北の所属都道府県と同じ。
北陸農政局	(1)の北陸の所属都道府県と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	(1)の近畿の所属都道府県と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	(1)の九州の所属都道府県と同じ

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局、九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

6 用語の解説

[農林業経営体調査]

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の外形基準以上の農業
 - ①露地野菜作付面積 15 a
 - ②施設野菜栽培面積 350 m²
 - ③果樹栽培面積 10 a
 - ④露地花き栽培面積 10 a
 - ⑤施設花き栽培面積 250 m²
 - ⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭
 - ⑦肥育牛飼養頭数 1 頭
 - ⑧豚飼養頭数 15 頭
 - ⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽
 - ⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽
 - ⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模
- (3) 権原に基づいて育林又は伐採(立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。)を行うことができる山林(以下「保有山林」という。)の面積が3 ha以上の規模の林業(調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」又は「森林施業計画」を策定している者若しくは調査期日前5年間に継続して林業を行い育林又は伐採を実施した者に限る。)
- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業(ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。)

農業経営体	農林業経営体の規定のうち(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
林業経営体	農林業経営体の規定のうち(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。
家族経営体	農林業経営体の規定のうち、世帯単位で事業を行う者をいう。
組織経営体	農林業経営体の規定のうち、世帯単位で事業を行わない者（家族経営でない経営体）をいう。

(2) 組織形態別

法人化している (法人経営体)	農林業経営体の規定のうち、法人化して事業を行う者をいう（一戸一法人は含まれる。）。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会社	以下に該当するものをいう。
株式会社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
合名・合資会社	会社法に基づき、合名会社または合資会社の組織形態をとっているものをいう。
合同会社	会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。
相互会社	保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、加入者自身を構成員とし、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。
各種団体	以下に該当するものをいう。
農協	農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。
森林組合	森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。
その他の各種団体	農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、または森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。

その他の法人

農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。

地方公共団体
・財産区

地方公共団体とは、都道府県、市区町村が該当する。
財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部を財産として所有するために設けられた特別区をいう。

(3) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地

経営耕地の取り扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃貸契約によるものも、すべて借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕地を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物のすべてをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、そのかわりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。なお、「また小作」している耕地も、「また小作している者」の経営耕地（借入耕地）とした。
- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、すべてその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取り扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはせず、耕作放棄地とした。
- (3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。
- (4) 宅地内でも1a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。
- (5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。ただし、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。
- (6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。
なお、施肥・補播などの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。
- (7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。
- (8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。
- (9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

- (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地や湛水のためビニールを張り水稻を作っている土地。）も田とした。
- (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。
また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。
なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っている畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

樹園地	<p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定のうね幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p>
借入耕地	<p>他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。</p>
耕作放棄地	<p>以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付け（栽培）せず、この数年の間に再び作付け（栽培）する意思のない土地をいう。</p>
保有山林	<p>世帯又は組織が単独で経営できる山林をいい、個人、会社等が実際に所有している山林（所有山林）から山林として使用する目的で貸している土地（貸付林）を除いたものに、山林として使用する目的で借りている土地（借入林）を加えたものをいう。</p>
(4) 農業経営組織別	
単一経営	<p>農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割以上の経営体をいう。</p>
複合経営	<p>単一経営以外をいい、農産物販売金額のうち、主位部門の農産物販売金額が8割未満（販売のなかった経営体を除く。）の経営体をいう。</p>
(5) 農家等	
農家	<p>経営耕地面積が10 a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が15万円以上の世帯をいう。</p>
販売農家	<p>経営耕地面積が30 a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。</p>
自給的農家	<p>経営耕地面積が30 a未満で、かつ、調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。</p>
土地持ち非農家	<p>農家以外で耕地及び耕作放棄地を合わせて5 a以上所有している世帯をいう。</p>
(6) 主副業別	
主業農家	<p>農業所得が主（農家所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。</p>

準主業農家	農外所得が主（農家所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副業的農家	調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない農家（主業農家及び準主業農家以外の農家）をいう。
(7) 農業専従者 専兼業別	調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した者をいう。
専業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人もいない農家をいう。
兼業農家	世帯員の中に兼業従事者が1人以上いる農家をいう。
兼業従事者	調査期日前1年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は自営農業以外の自営業に従事した者をいう。
第1種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第2種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
生産年齢人口	15～64歳の者をいう。
(8) 経営者・後継者等	
経営者	農業経営に責任を持つ者をいい、日常の管理運営全般を主宰する者をいう。
経営方針の決定 参画者（経営者 を除く。）	経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する、以下のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。 <ul style="list-style-type: none"> ・生産品目や飼養する畜種の選定・規模 ・出荷先 ・資金調達 ・機械・施設などへの投資 ・農地借入 ・農作業受託（請負） ・雇用及びその管理
農業後継者	15歳以上の世帯員で、次の代でその家の農業経営を継承する者をいう（予定者を含む。）。
(9) 農業従事者	
農業従事者	15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

(10) 農業就業人口

農業就業人口

自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

(11) 基幹的農業従事者

基幹的農業従事者

農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。

(12) 素材生産量

素材生産量

素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。
一般的には立方メートル（ m^3 ）の単位で表示される。
なお、立木買いによる素材生産（立木を購入し、伐木して素材のまま販売することをいう。）量を含む。

〔農山村地域調査〕

(1) 集落機能

農業集落

市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。

集落機能

農地や山林等の地域資源の維持・管理機能、収穫期の共同作業等の農業生産面での相互補完機能、冠婚葬祭等の地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る機能などをいう。

本調査では、次のいずれかの項目が該当する場合に「農業集落機能のある集落」と判定した。

- ・寄り合いを開催している。
- ・実行組合が存在している。
- ・地域資源の保全が行われている。
- ・活性化のための活動が行われている。

(2) 寄り合いの開催状況

寄り合い

原則として地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。

なお、農業集落の全世帯あるいは全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がされているものは寄り合いとみなした。

ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。

(3) 寄り合いの議題

農業生産にか
かる事項

生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。

農道・農業用用
排水路・ため池
の管理

農道、農業用用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。

集落共有財産
・共用施設の管
理

農業集落における農業用機械、施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。

環境美化・自然
環境の保全

農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。

農業集落行事
(祭り・イベン
ト等)の計画・
推進

寺社や仏閣における祭り(祭礼、大祭、例祭等)、運動会、各種イベント等の集落行事の計画・推進に関する事項をいう。

農業集落内の
福祉・厚生

農業集落内の高齢者や子供会のサービス(介護活動、子供会など)やゴミ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。

再生エネルギ
ーへの取組

地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー(太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等)の取組に関する事項をいう。

(4) 実行組合の状況

実行組合

農家によって構成された農業生産にかかわる連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている集団をいう。

具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称のいかんにかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。

ただし、出荷組合、酪農組合、防除組合など農業の一部門だけを担当する団体は除いた。

また、集落営農組織についても、農業集落の農業生産活動の総合的な機能を持つ集団と判断できる場合は、実行組合とみなした。

(5) 地域資源の保全状況

地域資源

本調査では、農業集落内にある、農地、森林、ため池・湖沼、河川・水路、農業用排水路をいう。

地域資源の保全

地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。

農地

農地法（昭和27年法律第229号）に基づく耕作の目的に供される土地をいう。

森林

森林法（昭和26年法律第249号）第2条にいう森林をいう。

ため池・湖沼

次のいずれかの条件に該当するものをいう。

- (1) かんがい用水をためておく人工又は天然の池
- (2) 川や谷が種々の要因でせき止められたもの
- (3) 土地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの
- (4) 火口、火口原に水をたたえたもの
- (5) かつて海であったものが湖になったもの
- (6) その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの

河川・水路

一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。

なお、農業用又は生活用の排水路は除く。

農業用排水路

農業集落内のほ場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものも含む。

なお、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。

(6) 活性化のための活動状況

活性化のための活動

地域住民が主体となって取り組んでいる活動で、地域で一定の協議・了承がされているものをいう。

なお、本調査では、伝統的な祭り・文化・芸能の保存、各種イベントの開催、高齢者などへの福祉活動、環境美化・自然環境の保全、グリーン・ツーリズムの取組、6次産業化への取組、定住を推進する取組、再生可能エネルギーの取組をいう。

伝統的な祭り・文化・芸能の保存

古くから伝わる寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）の開催、工芸、郷土芸能等の保存活動をいう。

なお、概ね戦前から伝承されているものを対象とするが、文化・芸能については、戦後のものであっても、特に保存活動を行っている場合は対象に含む。

各種イベントの開催

農業集落住民のために定期的に行われている催し物の企画・開催をいう。
具体的には、運動会、盆踊り等をいう。

高齢者などへの福祉活動

高齢者などへの福祉のための活動をいう。
具体的には、介護活動、老人施設への慰問、買い物支援等をいう。

環境美化・自然環境の保全

自然の景観や集落、建築物等の人工的な景観等を含めた景観全体の保全等を目的とした活動をいう。

また、路側帯や公園への草花の植栽、景観保全を目的とした清掃活動等についても対象とした。

グリーン・ツーリズムの取組

農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動をいう。

具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受け入れを目的とした取組で、農産物直販所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等をいう。

6次産業化への取組

農業集落で生産された農林水産物及びその副産物（バイオマスなど）を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取り組みをいう。

具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能性食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のICT活用・流通連携等をいう。

定住を推進する取組

U I J ターン者等の定住につなげる取り組みをいう。

具体的には、定住希望者の募集、受け入れ態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等をいう。

再生可能エネルギーへ

地域資源を活用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取り組みをいう。

の取組

具体的には、農地や林地の転用に太陽光発電パネルを設置、農業用排水路に発電施設を設置するなどの取組をいう。

(7) D I D及び生活関連施設までの所要時間

D I D (人口集中地区)

国勢調査において、都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として決定された地域単位で、人口密度約4,000人/km²以上の国勢調査基本単位区がいくつか隣接し、合わせて人口5,000人以上を有する地域をいう。

(D I D : Densely Inhabited District)

生活関連施設

本調査では、市区町村役場、農協、警察・交番、病院・診療所、小学校、中学校、公民館、スーパーマーケット・コンビニエンスストアをいう。

なお、該当施設が複数存在する場合は、最も近くの施設を対象とするが、公民館については、当該市区町村内にある最も近くのものを対象とした。

市区町村役場

農業集落が所在する市区町村の市役所、区役所、町役場又は村役場をいう。
なお、支所等については、本所と同様の窓口業務（住民票の取扱い等）を行っている場合は含めた。

農協

農業協同組合法に基づく農業協同組合をいい、本調査項目では当該農業集落内の経営体等の大半が所属するものを対象とした。

なお、支所については、本所と同様の機能（金融、購買の取扱い、取り次ぎ等）を有しているものを含めた。

警察・交番

農業集落が所在する市区町村を管轄する警察署、交番又は駐在所をいう。
なお、交番については、非常勤の警察官のみの場合も含めた。

病院・診療所

内科又は外科のある病院又は診療所をいう。
なお、接骨院は除いた。

小学校

農業集落内に居住している小学生の大半が通学している小学校をいう。
なお、調査日現在で農業集落に児童がいない場合は、最も近くの小学校を対象とした。

中学校

農業集落内に居住している中学生の大半が通学している中学校をいう。
なお、調査日現在で農業集落に生徒がいない場合は、最も近くの中学校を対象とした。

公民館

社会教育法（昭和24年法律第207号）に基づき設置された公民館をいう。
なお、分館については、常勤の職員がいる場合は含める。

スーパーマーケット・コンビニエンスストア

スーパーマーケットとは、衣、食、住にわたる各種の商品を小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、セルフサービス方式により販売しているものをいう。
なお、食料品が販売されていない場合は除いた。

コンビニエンスストアとは、主として飲食良品を中心とした各種最寄り品をセルフサービス方式で小売する事業所で、店舗規模が小さく（概ね30㎡以上250㎡未満）、終日又は長時間営業（概ね1日で14時間以上）を行う事業所をいう。

所要時間

農業集落の中心地から農業集落に最も近いD I Dの中心地にある施設又は最寄りの生活関連施設に行く際に主な交通手段を使った場合の所要時間をいう。
なお、小学校及び中学校への所要時間については、児童又は生徒が通学にかかる時間とした。

(8) 総土地面積及び林野面積

総土地面積

都道府県の全ての面積をいう。
本調査では、原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』の総土地面積によった。

林野面積

現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものいい、不動産登記法（平成16年法律第123号）上の地目分類では山林と原野の面積を合わせたものに該当する。

森林面積

森林法第2条にいう森林の面積をいい、山林に未立木地を加えたものに該当する。
(1) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な成育に供される土地をいう。
(2) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。
(3) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など）及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など））は除いた。

現況森林面積

調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。

森林以外の草生地

森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。
(1) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。
(2) 林野庁には貸地の採草放牧地を含む。
(3) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。
(4) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。

林野率

総土地面積に占める林野面積の割合をいう。
なお、全国、全国農業地域別、都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方四島及び竹島を除いて計算した。

(9) 所有形態別林野面積

国有（林）	林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。
林野庁	林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。
林野庁以外の官庁	林野庁以外の国の機関（財務省や防衛省等）が所管する土地をいう。
民有（林）	国有以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）、私有に分類される。
独立行政法人等	独立行政法人、国立大学法人、特殊法人が所有する土地をいう。
公有（林）	都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地をいう。
都道府県	都道府県が所管する土地をいう。 林務主管課(部)所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県行造林地、都道府県立高校の学校林等も含めた。
森林整備法人（林業・造林公社）	分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）の規定により設立された法人等（林業（造林）公社も含む。）が所管する土地をいう。
市区町村	市区町村が所管する土地をいう。 地方自治法第284条に規定する地方公共団体の組合（通常「町村組合」とも言われているもので、市区町村の事務、例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合）の所管する森林を含めた。 また、市区町村が造林主体となっている分収林も含めた。
財産区	地方自治法第294条に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。 なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は私有とした。
私有（林）	個人、会社、社寺、共同（共有）、各種団体・組合等が所有する土地をいう。

7 数値の比較について

2005年農林業センサス及び2010年世界農林業センサスでは、同一の世帯内で複数の者がそれぞれ独立した経営管理又は収支決算の下に、農業経営又は林業経営を行い、それぞれの経営が「農林業経営体」の規定のいずれかに該当する場合、それぞれを別の農林業経営体として調査を実施し、農林業経営体数としてカウントしていた（複数の経営を有する世帯数（全国）は、2005年で290

世帯、2010年で269世帯。)が、2015年農林業センサスでは、調査対象者の負担軽減のため、複数の経営を有する世帯を1つの農林業経営体として調査を実施し、カウントするよう変更したため、留意する必要がある。

8 その他

この資料の数値は概数値であり、確定した数値はホームページに掲載（平成28年3月予定）する。

また、確定した数値の詳細は平成28年度以降ホームページに掲載するとともに、報告書として刊行する。

【ホームページ掲載案内】

- 2015年農林業センサス、本県統計調査結果（概数値の公表）は、次のホームページでご覧いただけます。

【http://www.pref.yamanashi.jp/toukei_2/HP/data.html#nourin】

- 各種農林水産統計調査結果は、農林水産省ホームページ中の統計情報でご覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/>】

< 連絡先 >

- ◎ 本統計調査結果について（山梨県）

連絡先：山梨県県民生活部統計調査課

生活教育担当

電 話 055(223)1345

- ◎ 本統計調査結果について（全国、農林水産省）

連絡先：農林水産省 大臣官房統計部 経営・構造統計課

センサス統計室 農林業センサス統計第1班

農林業センサス統計第2班

電 話 03(3502)5648